

昭和五十五年国家公安委員会規則第六号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被

害者等の支援に関する法律施行規則

第三十六号)第六条、第十条第一項及び第十四条並びに犯罪被害者等給付金支給法(昭和五十五年政令第二百八十七号)第二条、第三条、第四条、第五条第一項第一号ホ、第七条及び別表第一の備考三の規定に基づき、犯罪被害者等給付金支給法施行規則を次のように定める。

(障害等級に該当する障害)
(障害等級に該当する障害)

第1条 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和五

年政令第287号。以下「令」という。)第2

条第1項の各障害等級に該当する障害は、別表

に定めるところによる。

2 別表に定められていない障害であつて、同表

に定める各障害等級の障害に相当すると認めら

れるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

(犯罪被害者等給付金の全部又は一部を支給し

ない場合)

第2条 犯罪行為が行われた時において、犯罪被

害者(犯罪被害者等給付金の支給を受けるべき

者であつて18歳未満であったものを除く。)

又は第1順位遺族(18歳以上であつた者(第

1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、そ

の全てが18歳以上であつたときのいすれかの

者)に限る。)と加害者との間に次の各号のい

ずれかに該当する親族関係があつたとき(婚姻

を継続し難い重大な事由が生じていた場合その

他の当該親族関係が破綻していいたと認められる

事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合及び犯罪被害者と加害者との間の親族関係にあつては、加害者が違ひによって又は不特定の者を害する目的で当該犯罪被害者に対して当該犯罪行為を行つたと認められる場合を除く。)は、当該各号に定める額を支給しないものとする。ただし、加害者が心神喪失の状態で当該犯罪行為を行つた場合は、この限りでない。

(1) 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む)犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の届出をしていないが、事實上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む)犯罪被

支援に関する法律(昭和55年法律第36

号。以下「法」という。)第9条の規定によ

る額の全部(犯罪被害者が18歳未満であつ

た第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あ

るときは、そのいすれかの者。以下同じ。)

を監護していたときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(2) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た第1順位遺族を監護していたときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(3) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護していたときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(4) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(5) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(6) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(7) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(8) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(9) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(10) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(11) 3親等内の親族(前号に掲げるものを除く。)法第9条の規定による額に3分の2を乗じて得た額)

乗じて得た額(犯罪被害者が18歳未満であ

つた第1順位遺族を監護しているときは、法

を監護しているときは、法第9条の規定によ

る額に3分の1を乗じて得た額)

(2) 当該犯罪被害を受ける原因となつた不注意又は不適切な行為 法第9条の規定による

額に3分の1を乗じて得た額)

(犯罪被害者等給付金の支給に関する特例)

既に身体上の障害のある者が、当該犯

罪行為により、同一の部位について障害の程

度に該当する障害等級に応ずる令第15条

各号に定める倍数から、既にあった身体上の障

害の程度に該当する障害等級に応ずる同条各号

に定める倍数を差し引いて得た倍数を乗じて得

た額とする。

(令第3条の国家公安委員会規則で定める給付

等)

既に身体上の障害のある者が、当該犯

罪行為により、同一の部位について障害の程

度に該当する障害等級に応ずる令第15条

各号に定める倍数から、既にあった身体上の障

害の程度に該当する障害等級に応ずる同条各号

に定める倍数を差し引いて得た倍数を乗じて得

た額とする。

(1) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

第87条第1項の規定により支給される障害

年金(労働者災害補償保険法第22年法

第50号)の規定による障害補償年金又は

障害年金を受ける者に対して支給されるもの

に限る)、同条第2項の規定により支給され

る障害手当金、船員保険法第91条の規定に

より支給される障害差額一時金、同法第92

条の規定により支給される障害年金差額一時

金、同法第97条の規定により支給される遺族

年金、同法第101条の規定により支給さ

れる遺族一時金、同法第102条の規定によ

り支給される遺族年金差額一時金、同法附則

第5条第1項の規定により支給される障害前

払一時金及び同条第2項の規定により支給さ

れる遺族前払一時金

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)

第77条の規定による障害補償及び同法第7

9条の規定による遺族補償

項目第12条の規定による複数事業労働者障

害給付、同条第4号の規定による複数事業労

働者遺族給付、同法第21条第3号の規定に

よる障害給付、同条第4号の規定による遺族

給付、同法附則第58条第1項の規定による

障害補償年金差額一時金、同法附則第59条

第1項の規定による障害補償年金前払一時

金、同法附則第60条第1項の規定による遺族

給付、同法附則第60条第1項の規定による

障害補償年金前払一時金、同法附則第60条

第2項の規定による複数事業労働者障害年

金差額一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による障害補償年金前払一時金、同法附則第60条の3第1項

の規定による複数事業労働者障害年金前払一時金、同法附則第60条の4第1項の規定による複数事業労働者遺族年金前払一時金、同法附則第61条第1項の規定による障害年金前払一時金、同法附則第62条第1項の規定による障害年金前払一時金及び同法附則第63条第1項の規定による障害年金前払一時金、同法附則第64条第1項の規定による障害年金前払一時金並びに同法附則第65条第1項の規定による障害年金前払一時金の規定による補償

(5) 国会職員法(昭和22年法律第85号)
第26条の2の規定による補償

(6) 船員法(昭和22年法律第100号)
第26条の2の規定による遺族手当の規定による遺族手当

(7) 災害救助法(昭和22年法律第118号)
第12条の規定による扶助金

(8) 消防組織法(昭和22年法律第226号)
第24条第1項の規定に基づく補償

(9) 消防法(昭和23年法律第186号)
第36条の3の規定に基づく補償

(10) 水防法(昭和24年法律第193号)
第6条の2第1項又は第45条の規定に基づく補償

(11) 国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)
第13条第1項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金、同法第15条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法附則第4項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第8項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第12項の規定による遺族補償年金前払一時金

(12) 次に掲げる法律の規定による補償であつて前号に規定する補償に相当するもの
イ 特別職の職員の給与に関する法律(昭和24年法律第252号)第15条

ロ 裁判所職員臨時措置法(昭和26年法律第299号)

ハ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第27条第1項
二 裁判官の災害補償に関する法律(昭和35年法律第100号)

(13) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号)第2条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)

(14) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律(昭和28年法律第33号)第2条又は第3条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)

(15) 自衛隊法(昭和29年法律第165号)第103条第12項の規定による補償

(16) 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第16条第1項(同法第23条の第3項において準用する場合を含む。)の規定による支払い(同条第4項(同法第23条の第1項において準用する場合を含む。)の規定により政府に對して補償を求めることができるもの及び同法第72条第1項の規定による損害のてん補)

(17) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条の規定による補償(同法第3条第4号の規定による障害補償及び同条第6号の規定による遺族補償に限り同条第6号の規定による遺族給付に限る。)

(18) 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和33年法律第109号)第3条の規定による給付(同法第5条第1項第3号の規定による障害給付及び同項第5号の規定による遺族給付に限る。)

(19) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条の規定に基づく補償

(20) 河川法(昭和39年法律第167号)第22条第6項の規定による補償

(21) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第29条第1項の規定による障害補償年金及び障害補償一時金(同法第31条の規定による遺族補償年金及び遺族補償一時金、同法附則第5条の2第1項の規定による障害補償年金差額一時金、同法附則第5条の3第1項の規定による障害補償年金前払一時金並びに同法附則第6条第1項の規定による遺族補償年金前払一時金並びに同法第69条第1項の条例によるこれらに相当する補償)

(22) 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第25条第1項の規定による障害補償費、同法第29条第1項の規定による遺族補償費、同法第35条第1項の規定による遺族補償一時金及び同法第39条第1項の規定による児童補償手当

(23) 国会議員の秘書の給与等に関する法律
（平成2年法律第49号）第18条の規定による補償

(24) 独立行政法人日本スポーツ振興センターフ法（平成14年法律第162号）第15条
第1項第7号又は同法附則第8条第1項の規定による障害見舞金及び死亡見舞金

(25) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第160条第1項又は第2項の規定による補償

(26) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第100条第1項の規定による死亡手当金、同条第2項の規定による障害手当金及び同条第4項の規定による特別手当金（これらは規定を同法第82条第2項において準用する場合を含む。）

(27) 少年院法（平成26年法律第58号）第42条第1項の規定による死亡手当金、同条第2項の規定による障害手当金及び同条第3項の規定による特別手当金（令第4条の国家公安委員会規則で定める算定方法）

第13条 令第4条に定める額は、同条第1号に該当する場合にあつては、調整基礎額に1を乗じて算定するものとし、同条第2号に該当する場合にあつては、当該給付等が行われるべき事由が生じた時から当該給付等を受けるべきまでのその事由が生じた時における法定利率により計算される額を合算した場合における当該合算した額が該調整基礎額となるべき額を合計して算定するものとする。

前項の調整基礎額は、前条各号に規定する給付等（以下「災害給付」という。）の額とする。ただし、災害給付が行われることを理由として、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による年金たる給付の支給が停止され、又は支給が行われることとなる年金たる給付又は児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給が行われないこととなる場合には、当該支給が停止され、又は支給が行われないこととなる年額をもつて、前項の調整基礎額とする。

第14条 令第5条のその他の者の収入日額の算定方法
令第5条のその他の者による収入の日額は、犯罪行為が行われた日以前1年間における次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を合計した額を当該期間の総日数で除して算定するものとする。

(1) 労働基準法第9条の労働者以外の者として勤労に基づく収入を得ていた場合 当該収入の額

(2) 労働基準法第9条の労働者として賃金収入を得ていた場合 同法第12条に規定する平均賃金の例により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める額に当該賃金収入を得ていた期間の日数を乗じて得た額

(遺族給付金の支給に係る遺族の障害の状態)
第15条 令第6条第1項第1号イ(1)及び第2項第5号の国家公安委員会規則で定める障害の状態は、別表に定める第5級以上の障害等級に該当する身体上の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、労働が高度の制限を受けるか、若しくは労働に高度の制限を加えることを必要とする程度以上の障害がある状態とする。

(法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合)
第15条の2 法第9条第3項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条第1項の規定による監置の裁判の執行のため監置場(監置の裁判の執行を受けた者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。)に留置をされた場合

(2) 少年法第24条第1項第2号又は第3号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ 収容をされた場合

(遺族給付金の支給に係る裁定の申請)

第16条 遺族給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書(様式第1号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検査書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする)の発行する戸籍の謄本又は抄本その他(3) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類

(4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者と同様の事情にあつた者を含む)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(5) 申請者が生計維持関係遺族であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(6) 申請者が令第6条第1項第1号イ(1)の国家公安委員会規則で定める障害の状態にあつた妻又は同条第2項第5号に該当している者であるときは、犯罪行為が行われた当時、それらの障害の状態にあつたことを証明することができる医師の診断書その他の書類

(7) 申請者以外の遺族給付金の支給を受けることができる医師の診断書その他の書類

(8) 前号の場合において、生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当時8歳未満であつた者が含まれているときは、当該者の生年月日を証明することができる書類

(9) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の額を証明することができる書類

及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

第18条 障害給付金の支給について、法第10条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、障害給付金支給裁定申請書(様式第3号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(1) 負傷し、又は疾病にかかつた日及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 法第9条第5項第2号に掲げる書類

(3) 重傷病給付金の支給に係る裁定の申請書(様式第2号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(4) 0条第1項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、重傷病給付金支給裁定申請書(様式第2号)をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

(5) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(6) 法第9条第2項の犯罪被害者負担額を証明することができる書類

(7) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(8) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(9) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(10) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(11) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(12) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(13) 法第9条第3項に規定する場合には、次に掲げる書類

(障害給付金の支給に係る裁定の申請)

2 公安委員会は、前項の規定による通知(犯罪被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。)をするときは、当該犯罪被害者等給付金又は当該仮給付金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書(様式第7号)を交付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病が治つたこと及び治つた日の部位及び状態(犯罪被害者が当該障害により介護を要する状態にある場合にあっては、その必要の程度を含む。次号において同じ。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 同一の部位について既に身体上の障害があつたときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(5) 犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をした者は、当該犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに、その旨を当該裁定の申請を行つた公安委員会に届け出なければならない。

(1) 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び犯罪被害者の続柄

(2) 損害賠償を受けた者の氏名、住所、職業及び加害者との関係

(3) 損害賠償を受けた年月日

(4) 受領した損害賠償額及びその内訳(犯罪被害者等給付金等の支給に関する処分の通知等)

(5) 公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行つたとき、法第13条第3項の規定により申請を却下したとき、又は仮給付金を支給する旨の決定を行つたとき、速やかに、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(様式第4号)、犯罪被害者等給付金支給裁定申請書却下通知書(様式第5号)又は仮給付金支給決定通知書(様式第6号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

2 公安委員会は、前項の規定による通知(犯罪被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。)をするときは、当該犯罪被害者等給付金又は当該仮給付金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書(様式第7号)を交付しなければならない。

(1) 犯罪被害者等給付金等の支払の請求)被害者等給付金を支給しない旨の通知を除く。)をするときは、当該犯罪被害者等給付金又は当該仮給付金の支給を受けるべき者に対し、併せて犯罪被害者等給付金支払請求書又は仮給付金支払請求書(様式第7号)を交付しなければならない。

(2) 同一の部位に規定する期間における入院日数及び負傷又は疾病的状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(3) 犯罪被害者がその勤労に基づいて通常得ていた収入の日額を証明することができる書類

(4) 法第10条第3項の規定の適用を受けようとするときは、同項のやむを得ない理由及びその理由のやんだ日を証明することができる書類

(5) 犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請をした者は、当該犯罪被害を原因として損害賠償を受けたときは、次に掲げる事項を記載した書面により、速やかに、その旨を当該裁定の申請を行つた公安委員会に届け出なければならない。

(1) 損害賠償を受けた者の氏名、住所及び犯罪被害者の続柄

(2) 損害賠償を受けた者の氏名、住所、職業及び加害者との関係

(3) 損害賠償を受けた年月日

(4) 受領した損害賠償額及びその内訳(犯罪被害者等給付金等の支給に関する処分の通知等)

(5) 公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定を行つたとき、法第13条第3項の規定により申請を却下したとき、又は仮給付金を支給する旨の決定を行つたとき、速やかに、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書(様式第4号)、犯罪被害者等給付金支給裁定申請書却下通知書(様式第5号)又は仮給付金支給決定通知書(様式第6号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

3

廃止前の日本学校安全会法(昭和34年法律第198号)の規定による廢疾見舞金及び死亡見舞金は、改正後の犯罪被害者等給付金支給法施行規則(以下この項において「新規則」とい

第一級	一 眼が失明し、他眼の視力が○・○二以下になつたもの
第二級	二 両眼の視力が○・○二以下になつたもの
第三級	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第四級	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
第五級	五 両上肢を手関節以上で失つたもの
第六級	六 両下肢を足関節以上で失つたもの
第七級	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になつたもの
第八級	二 咀嚼又は言語の機能を失したものの
第九級	三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第十級	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
第十一級	五 両手の手指の全部を失つたもの
第十二級	六 両眼の視力が○・○六以下になつたもの
第十三級	七 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
第十四級	八 両耳の聴力を全く失つたもの
第十五級	九 両下肢をひじ関節以上で失つたもの
第十六級	一〇 両手をひざ関節以上で失つたもの
第十七級	一一 両手の手指の全部の用を失つたもの
第十八級	一二 両眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になつたもの
第十九級	一三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第二十級	一四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
第二十一級	一五 両上肢を手関節以上で失つたもの
第二十二級	一六 両下肢を足関節以上で失つたもの
第二十三級	一七 両足の足指の全部を失つたもの
第二十四級	一八 両眼の視力が○・一以下になつたもの
第二十五級	一九 両耳の聴力が耳に接しない程度になつたもの
第二十六級	二〇 両耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十七センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

第一級	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの
第二級	二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができないもの
第三級	三 一眼の視力が○・六以下になつたもの
第四級	四 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
第五級	五 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
第六級	六 両手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第七級	一 一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの
第八級	二 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
第九級	三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
第十級	四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第十一級	五 鼻を失損し、その機能に著しい障害を残すもの
第十二級	六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すものの
第十三級	七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
第十四級	八 両手の母指を含み三の手指を失つたもの
第十五級	九 両手の母指以外の四の手指を失つたもの
第十六級	一〇 両手の母指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第十七級	一一 両手の母指又は母指以外の三の手指の用を失つたもの
第十八級	一二 両手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの
第十九級	一三 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十級	一四 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十一級	一五 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十二級	一六 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十三級	一七 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十四級	一八 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十五級	一九 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十六級	二〇 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの

第一級	一 両眼の視力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができないもの
第二級	二 両手の母指を含み三の手指を失つたもの
第三級	三 又は母指以外の四の手指を失つたもの
第四級	四 両手の母指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第五級	五 両手の母指を含み三の手指の用を失つたもの
第六級	六 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第七級	七 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第八級	八 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第九級	九 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十級	一〇 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十一級	一一 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十二級	一二 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十三級	一三 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十四級	一四 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十五級	一五 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十六級	一六 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十七級	一七 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十八級	一八 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十九級	一九 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十級	二〇 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの

第一級	一 両眼の視力が○・一以下になつたもの
第二級	二 正面視で複視を残すものの
第三級	三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すものの
第四級	四 両耳の聴力を耳に接しない程度になつたもの
第五級	五 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
第六級	六 両手の母指を含み三の手指の用を失つたもの
第七級	七 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第八級	八 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第九級	九 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十級	一〇 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十一級	一一 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十二級	一二 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十三級	一三 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十四級	一四 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十五級	一五 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十六級	一六 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十七級	一七 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十八級	一八 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第十九級	一九 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの
第二十級	二〇 両手の母指を含み二の手指の用を失つたもの

様式第1号（第16条関係）

30

イ 別途書類等が記載する場合の書類の記載により、被験者に対する特許を付与することのできるものである。その実質を算出することができる算額（税込又は税抜き価額）の前段部分を「算額」など。

ウ 依頼料（税込又は税抜き）の算額を算出する場合を指す。このことの算額（税込又は税抜き）に於ける算額を「算額」など。

エ 依頼料（税込又は税抜き）の算額を算出することができる算額（税込又は税抜き）の前段部分を「算額」など。

オ 依頼料（税込又は税抜き）の算額を算出されると、会員の登録料（税込又は税抜き）に於ける算額を算出することができる算額（税込又は税抜き）の前段部分を「算額」など。

△ この算額について述べられないことが多いありますから、算額の算額を算額本当に税込であります。

様式第2号（第17条関係）

備考
空欄 空欄 年月日 第号 駐車場理由
◎第1回の登録をよく読んでから記入してください。
(日本標準規格A4表3)

■ 勤務など)

- イ 法律基準等がその勤務に基づいて通常得ていた収入の額を証明することができる書類(例えば扶養証明書、給与所得の領収書控除など)
- ウ 依頼人の年齢の状況の数を証明することができる書類(例えば勤務の状況や扶養証明書など)
- エ 休業料は年賃9割減の項目の部分休業料は含まれるときは、当該部分休業料について算定した年の額を証明することができる書類(例えば勤務の状況や扶養証明書など)

様式第3号（第18条関係）

受付年月日 第号
警報署由
◎審査の仕度をよく読んでから記入してください。
(日本産業規格A-4表)

1

第6回(第4回) (第35話) (第36話)		年月日
性別	年齢	年月日
姓 名	性 别	
公室器具会員		
河野貞吉 氏 岩手県北上市		
河野貞吉 氏 岩手県北上市		
年 月 日	日本郵便局長の認定の申請がありまして河野貞吉 氏 動作がいいですね、尼姑の用事であります。 こととしまして かのうを渡しました。	
支拂を受けることが できる旨記載する 動作の範囲	河野貞吉等動作の範囲 河野貞吉等動作の範囲 円	
理 由		

◎書類の記述をよく読んでください。
(日本郵便株式会社本店)

(第2回)

- この御用事は「御用事の手帳」といふ、この御用事の手帳の印を付し且て月に1回、常に公使公使在任者にて御用事の手帳をさします(たゞ、外國の酒類の酒類を買ひ日本から出でても、黙認の日の1か月を延長する)。筆書きをさすことはできぬなり。
 - 就職の儀の日(即ち就職日)は、黙認状についての御用事の手帳に就職の儀の日(即ち就職日)まで付けてはいけませぬ。ただし、内閣大臣が御用事の手帳をさす場合は、就職の儀の日(即ち就職日)まで付けてはいけませぬ。
 - 當審度があつたからか月見給をなしあらぬことなし。
 - その他御用事の手帳をなしことに主計監査課を詫問せん。
 - 就職の儀の日(即ち就職日)は、黙認状についての御用事の手帳と黙認の御用事の手帳と併せて主計監査課を告げしを以て、黙認して黙認して御用事の手帳と併せて主計監査課をなす。御用事の手帳と併せて主計監査課を付せられません。

通報第6号(通報小冊子)		内閣文庫・公文・歴史資料室	年 月 日
姓 名 性 別			
公 安 委 員 会 団			
何が全文の実行状況			
年 月 日付で実野党各議員会(連携会議・集団議員会等)に提出する、文部省令の申請書類に記入された事項のうち、既存問題の解決と新規問題の創出によるものと評定されたもの(既存問題に該当しないもの)を記入せよ。			
次回の会合で実行計画を改定することを約束したので通報します。			
説 明 文 件 の 質		内	
〔印字用紙を複数枚提出する場合は、各枚ともこの欄に印字する。〕			

(日本語訳語合意人)

《日本産業規格A列4番》

(裏面)